（施設長及び次長）

第十条　国立児童自立支援施設に、施設長を置く。

2　施設長は、国立児童自立支援施設の事務を掌理する。

3　国立武蔵野学院に、次長一人を置く。

4　次長は、施設長を助け、国立児童自立支援施設の事務を整理する。

（国立児童自立支援施設に置く課）

第十一条　国立児童自立支援施設に、次に掲げる課を置く。

庶務課
調査課
教務課
医務課

（庶務課の所掌事務）

第十二条　庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。

二　児童の食事に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、国立児童自立支援施設の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（調査課の所掌事務）

第十三条　調査課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童の入退所、調査及び家庭環境の調整に関すること。

二　児童の自立支援に関する調査及び研究、統計報告、図書の編さん並びに資料の収集、編さん及び頒布に関すること。

（教務課の所掌事務）

第十四条　教務課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　児童の生活指導、職業指導、学科及び文化指導に関すること。

二　児童の運動及び娯楽に関すること。

（医務課の所掌事務）

第十五条　医務課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつかさどる。

（人材育成センター）

第十六条　国立児童自立支援施設に、人材育成センターを置く。

2　人材育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
国立武蔵野学院附属人材育成センター	さいたま市

3　人材育成センターは、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修並びに人材育成に関する調査及び研究を行うことをつかさどる。

（センター長及び副センター長）

第十七条　人材育成センターに、センター長及び副センター長一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　センター長は、人材育成センターの事務を掌理する。

3　副センター長は、センター長を助け、人材育成センターの事務を整理する。

（人材育成センターに置く課）

第十八条　人材育成センターに、次に掲げる課を置く。

研修課
養成課

（研修課の所掌事務）

第十九条　研修課は、人材育成センターの所掌事務のうち、研修計画の企画・立案及び研修の実施に関することをつかさどる。

（養成課の所掌事務）

第二十条　養成課は、人材育成センターの所掌事務のうち、養成計画の企画・立案及び養成の実施に関することをつかさどる。

第三章　こども家庭庁顧問及びこども家庭庁参与

（こども家庭庁顧問）

第二十一条　こども家庭庁に、こども家庭庁顧問を置くことができる。

2　こども家庭庁顧問は、こども家庭庁の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

3　こども家庭庁顧問は、非常勤とする。

（こども家庭庁参与）

第二十二条　こども家庭庁に、こども家庭庁参与を置くことができる。

2　こども家庭庁参与は、こども家庭庁の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

3　こども家庭庁参与は、非常勤とする。

第四章　雑則

第二十三条　この府令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、施設等機関の長が、こども家庭庁長官の承認を受けて定める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

2　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に改める。

○内閣府令第三十九号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年四月一日　内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　内閣府の所管することも家庭庁関係法令（告示を含む。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの府令の定めるところによる。